（地理的表示の保護）

9　地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用してはならないものとする。当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても同様とする。

（適用除外）

10　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

⑴　産地の範囲が日本国以外の世界貿易機関の加盟国にあるぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の名称を、平成六年四月十五日前の少なくとも十年間又は同日前に善意で、ぶどう酒又は蒸留酒の商標（商標法第二条第一項に規定する商標をいう。以下同じ。）として日本国で継続して使用してきた場合に、当該商標を使用していた者がそのぶどう酒又は蒸留酒に当該商標を使用する場合

⑵　地理的表示の名称と同一若しくは類似の表示又はこれらの表示を含む登録商標について、平成八年一月一日前又は第二項の指定（第五項の規定により名称を変更した場合には当該変更）若しくは第六項の確認をした日前の商標登録出願に係る登録商標に係る商標権者その他商標法の規定により当該登録商標の使用（同法第二条第三項に規定する使用をいう。）をする権利を有する者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務（同法第六条第一項の規定により指定した商品又は役務をいう。）について当該登録商標を使用する場合

⑶　第二項の指定（第五項の規定により名称を変更した場合には当該変更）又は第六項の確認をした日前に使用されていた商標その他の表示について、国税庁長官が第八項の規定による公告の際に、前項の規定を適用しないものとして公示した当該商標その他の表示を使用する場合

⑷　自然人の氏名又は法人の名称として地理的表示の名称と同一又は類似の表示を使用する場合（公衆が地理的表示と誤認するような方法で使用する場合を除く。次号及び第六号において同じ。）

⑸　酒類製造業者の製造場又は酒類販売業者の販売場の所在地として地理的表示の名称と同一又は類似の表示を使用する場合

⑹　酒類の原料の産地として地理的表示の名称と同一又は類似の表示を使用する場合

⑺　地理的表示の酒類区分と異なる酒類区分の酒類に地理的表示の名称と同一又は類似の表示を使用する場合

⑻　第六項の確認をした地理的表示が次のいずれかに該当することとなり、その旨を官報により公告した地理的表示を使用する場合

イ　確認した日以後に、地理的表示が第三項第一号から第三号までの表示に該当することとなった場合

ロ　確認した日前に地理的表示が第三項第一号から第三号までの表示に該当していたことが、確認した日から三箇月以内に明らかになった場合

（地理的表示であることを明らかにする表示）

11　第一項第三号イに掲げる地理的表示を使用する場合（同項第九号イに掲げる行為により使用する場合に限る。）は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「ＧＩ」の文字を併せて使用するものとする。ただし、第二項の指定の日から二年を経過していない地理的表示その他国税庁長官がこの項を適用しないこととした地理的表示については、この限りでない。

12　地理的表示を使用していない酒類には、「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「ＧＩ」の文字を使用してはならないものとする。

附　則

1　この告示は、平成二十七年十月三十日から適用する。ただし、第十一項の規定は、平成二十九年十月三十日以降に使用する地理的表示から適用する。

2　地理的表示に関する表示基準第二項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件（平成七年六月国税庁告示第六号）において国税庁長官が指定していたぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地については、この告示の適用の日において、第一項第三号イの指定を受けたものとみなす。

3　この告示の適用の日前に、日本国以外の世界貿易機関の加盟国において保護される地理的表示として、世界貿易機関の加盟国との交渉を通じ確認した地理的表示については、なお従前の例による。

○国税庁告示第二十号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）第八十六条第一項の規定に基づき、酒類の表示の基準における重要基準を定める件（平成十二年十二月国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月三十日から施行する。

平成二十七年十月三十日

国税庁長官　中原　広

第二号を第五号とし、第三号及び第四号を削り、第一号の次に次の三号を加える。

二　果実酒等の製法品質表示基準（平成二十七年国税庁告示第十八号）第二項、第三項及び第五項から第七項まで

三　酒類における有機の表示基準（平成十二年国税庁告示第七号）第一項、第二項（第四号ロを除く。）、第三項及び第五項（第一号ハ及び第二号ハを除く。）

四　酒類の地理的表示に関する表示基準（平成二十七年国税庁告示第十九号）第九項

○国税庁告示第二十一号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の七及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）第二十条第二項の規定に基づき、酒類の表示の基準における重要基準を定める件（平成十五年十二月国税庁告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月三十日から施行する。

平成二十七年十月三十日

国税庁長官　中原　広

第二号を第五号とし、第三号及び第四号を削り、第一号の次に次の三号を加える。

二　果実酒等の製法品質表示基準（平成二十七年国税庁告示第十八号）第二項、第三項及び第五項から第七項まで

三　酒類における有機の表示基準（平成十二年国税庁告示第七号）第一項、第二項（第四号ロを除く。）、第三項及び第五項（第一号ハ及び第二号ハを除く。）

四　酒類の地理的表示に関する表示基準（平成二十七年国税庁告示第十九号）第九項

○農林水産省告示第二千四百三十三号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第七条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を同条第一項各号のいずれにも該当する市町村として公告する。

平成二十七年十月三十日

農林水産大臣　森山　裕

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		釧路市　帯広市　北見市　岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　美唄市　芦別市　江別市　赤平市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　滝川市　深川市　富良野市　恵庭市　石狩市
	石狩郡	当別町　新篠津村
	上磯郡	木古内町
	茅部郡	森町
	二海郡	八雲町
	檜山郡	厚沢部町
	瀬棚郡	今金町
	久遠郡	せたな町
	磯谷郡	蘭越町
	虻田郡	ニセコ町　真狩村　留寿都村　京極町　倶知安町　洞爺湖町